

即時抗告状

平成 18 年 12 月 8 日

大阪高等裁判所 御中

当事者の表示

〒000-0000

香川県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

抗告人 父親 X

電話 自宅 000-000-0000

携帯 000-0000-0000

〒000-0000

大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

相手方 母親 Y

第一 原審判の表示

神戸家庭裁判所伊丹支部 平成 18 年 (家) 第 620 号 親権者変更申立事件について同裁判所が平成 18 年 11 月 28 日にした次の審判

主文

本件申立をいずれも却下する。

第二 抗告の趣旨

- (1) 原審判を取り消す。
- (2) 未成年者の親権者を相手方から申立人に変更する。
- (3) (予備的に) 申立人を未成年者の監護者と指定する。

第三 抗告の理由

- (1) 親権者、監護者の指定・変更は、離婚した双方の家庭、家族環境、養育・監護について家族、周囲の援助・協力できる家族の有無、未成年者の現在の監護・養育状況、未成年者の今後の教育をどちらに委ねるのが未成年者の幸福であるか、指定する親権者に予想される危険・不安はないか、特に未成年者の親権者に対する親近性、どちらに懐いているか等未成年者の感情や意思を考慮のうえ、両者を比較検討して第一義的に子供の福祉を主眼として定められなければならないことは、児童の権利に関する条約、憲法や民法親族法の法文の解釈はもちろん、学説も一致して認めるところである。

(2) 原審判は親権者変更の当否にあたって、現親権者の不適格事由の有無の検討を主たる観点とし、安易に未成年者A子（以下「A子」という）が相手方の監護養育の下、健全に問題なく成長しているとして判断している。又、A子が抗告人及び相手方のどちらに対し親近感や愛情を持っているか、どちらの親に養育監護してもらいたいかが十分調査することなく、判断をしており、いずれが親権者、監護者として適任であるかの比較・検討が不十分である。又、十分その意思、意見を述べる能力のあるA子の意思を聴取することなく、福祉を第一義的に勘案した判断となっていない。このことは児童の権利に関する条約第9条2項、第12条1項に規定される「児童の意見表明権」に反し、第3条1項に規定されている「児童の最善の利益の考慮」に反する、又、同条約の理念、日本国憲法、民法の精神にも反するもので不当である。

#### 第四 即時抗告理由書

詳細な即時抗告理由書は追って提出する。

平成18年12月8日  
抗告人 父親X